基本法第二十五条の人材の育成に資する取組を行うことにより，特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組を併せて行うものであること。	
六　［略］	五　［同上］
3　［略］	3　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第３号

法第13条第３号　説明書　　（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

大学等の名称								
特定地域内学部収容定員を増加させる学部等	学部等の名称	修業年限	入学定員（編入学定員）	増加前の特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加させる特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加後の特定地域内学部収容定員（収容定員）	校舎の所在地	
	○○学部○○学科	年	人（　人）人（　人）	人（　人）人（　人）	人（　人）人（　人）	人（　人）人（　人）		
増加させる事由								
予定時期								

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（以下「命令」という。）第８条第２項第５号の規定の適用を受けようとする場合は以下も記入すること。

特定地域内学部収容定員を増加させる学部等	育成する人材像	
	学位の分野	
	特定地域内学部等収容定員を減少させる時期・人数	年度　　人
	東京圏以外の区域内における活動機会の内容	（連携先（地方公共団体や企業など），連携先の所在する道府県） （活動内容の概要）

東京圏以外の区域内における人材育成に資する取組内容	（取組を実施する道府県） （連携する大学その他の取組内容の概要）	
命第８条第２項第５号ロ(2)の適用をうける場合のみ	合併・統廃合等，共同教育課程の別	□合併・統廃合等　□共同教育課程
	協議の内容	

附　則

この命令は，公布の日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十九号）の施行に伴い，並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の九第一項及び同条第九項において読み替えて準用する同法第十七条の四第一項の規定並びに同法第十七条の十第一項の規定に基づき，福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和五年六月九日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により，改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは，これを当該傍線部分のように改め，改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは，これを加える。

改正後	改正前
（法第七条第六項の復興庁令で定める分野）	（法第七条第六項の復興庁令で定める分野）
第二条　法第七条第六項の復興庁令で定める分野は，次に掲げるものとする。	**第二条**　法第七条第六項の復興庁令で定める分野は，次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　再生可能エネルギー源（法第七条第二項第七号に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及びエネルギーの利用の高度化のための事業に関連する分野	二　再生可能エネルギー源（法第七条第二項第六号に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及びエネルギーの利用の高度化のための事業に関連する分野
三～五　（略）	三～五　（略）